

別記
第1号様式(第11条、第13条、第14条関係)

事業者排出量削減計画書(新規・変更)

(あて先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都中央区晴海2-5-24 晴海センタービル	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名、記号) 株式会社サークルKサンクス 代表取締役 中村 元彦 電話 03 - 6220 - 9000(代表)
--	--

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	コンビニエンスストア「サークルK」「サンクス」のフランチャイズ事業及び店舗経営等			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成18年4月～平成20年3月			
基本方針	取扱商品増加に伴う銃器の増設などによるCO2排出量の増加要因を、省エネ機器の導入・空調機器の温度設定の徹底・啓蒙活動等によりカバーし、平成17年度1店舗当たりのCO2排出量の削減を目指す。			
推進体制	認証取得済のISO14001推進体制の中で上記取り組みを推進する。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18~19	店舗	新店建設時、店舗改装時に省エネ機器を導入し、電気使用量を削減する。	
	18~19	店舗及び事務所	空調機器の温度設定を当社ガイドラインに従い適正に運用し、電気使用量を削減する。	
	18~19	店舗及び事務所	電灯電力使用削減の啓蒙活動として、電気スイッチに啓蒙プレートを添付すると共に、不用時の消灯に取り組み、電気使用量を削減する。	
	18~19	店舗及び事務所	店舗及び事務所に内部環境監査を実施し、運用状況の確認及び未実施項目への是正指導を徹底して行う事で、啓蒙活動の推進を図る。	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (平成17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (平成19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	6,916 t	7,290 t	5.4 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 6,916 t	*2 7,290 t	5.4 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	
	削減量等合計		*3 t	
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	*1 6,916 t	(*2)-(*3) 7,290 t	削減率(計画) 5.4 %	
特記事項	当社では店舗数の増加により、約7%のCO2排出量増が見込まれますが、上記取り組みの推進により店舗全体のCO2排出量は3%増に抑制することを目標として取り組みます。なお、ガソリンの業務使用量の完全把握が可能となった為、ガソリン使用量の実績が平成17年度対比大幅増加となり、計画数値の変更をさせて頂きました。既にISO14001認証を取得しており、環境マネジメントシステムを構築・運用し、CO2排出量の抑制を社内及び店舗において進めています。また、従業員への環境教育を実施し、環境啓蒙活動を推進させると共に、クリーンアップキャンペーンを年2回実施し、今後も環境への取り組み及び自覚の浸透に努めています。			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。